

井原市立青野小学校 いじめ対策基本方針

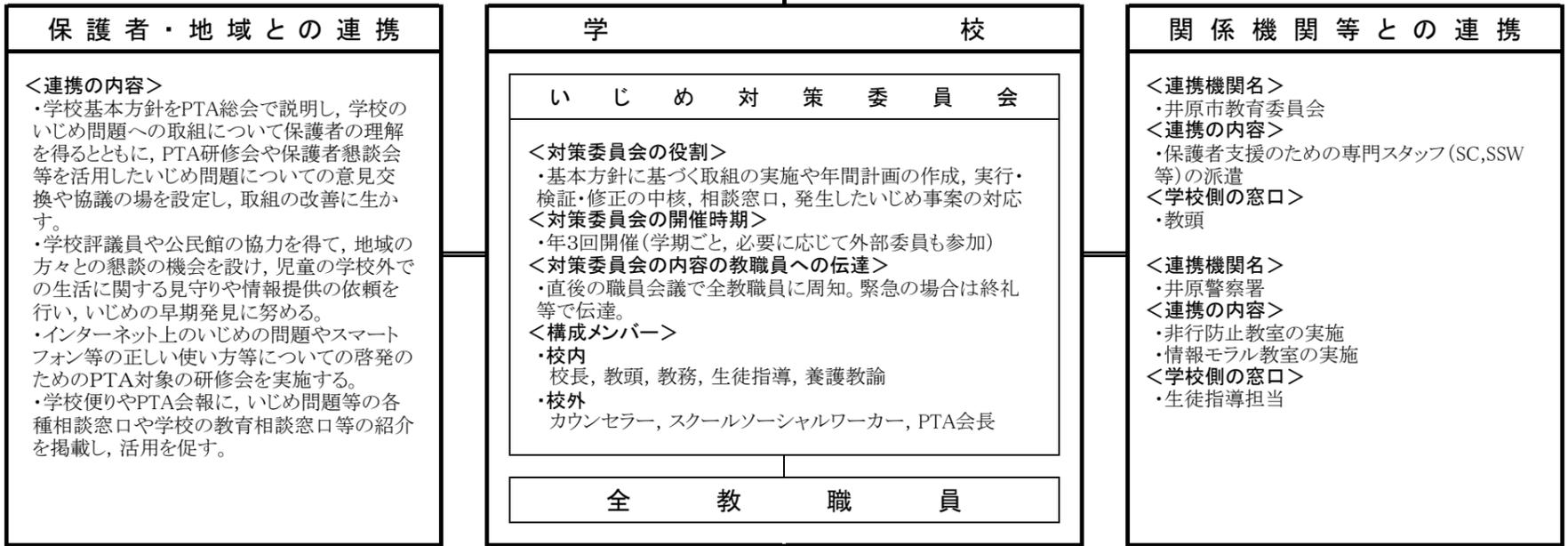
令和4年3月 改訂

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間ほぼ0件で近年は推移している。学級内・校内での児童間トラブルは把握できているが、下校後や休日の児童間トラブルの把握は困難な部分である。そのため、定期的に児童への教育相談アンケートを行うなどして、学校内外のトラブルの把握にも努めている。児童間トラブルの対応については、担任が中心となって事実確認を行い、教職員間および家庭等との連絡を密に行って児童の気持ちに寄り添った解決ができていく。少人数にありがちな固定的な人間関係にかかわる問題が起きないように、児童の些細な様子の変化にも気を付けている。いじめの未然防止・早期発見・いじめへの対処をより適切に推進するためには、校長のリーダーシップのもと、学校が一致協力した指導体制のもとで組織的な対応を行う必要がある。また、いじめ問題にかかわる教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめ対策委員会には、校長、教頭、生徒指導、教務主任、養護教諭が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。
 ・いじめの未然防止に向けて道徳教育や人権教育を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
 <重点となる取組>
 ・学級集団づくりや異年齢の縦割り班活動等の活動を充実を図る。児童会活動や学級活動において、いじめを自分たちの問題ととらえ、自分たちの力で改善しようと努力する主体的な活動を推進する。
 ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
 ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、発達段階に応じて各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの未然防止	(道徳教育) ・児童の道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力を高め、道徳的実践意欲と態度を培うために道徳の時間を充実させるとともに学校教育全体を通じて取り組む。 (人権教育) ・児童一人ひとりが学校生活の中で大切にされ、互いのよさを認められていることを実感し、自分も友だちも尊重しようとする意識を高め、支え合える人間関係づくりのために、学級集団づくりや異学年での縦割り班等の活動を充実させる。また、児童会活動や学級活動において、いじめを自分たちの問題ととらえ、自分たちの力で改善しようと努力する主体的な活動を推進する。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学級で発達段階に応じて1時間行う。 (職員研修) ・教職員の指導力の向上やhyper-QU等の心理検査の結果の活用のために職員の研修を進める。
②	早期発見	(実態把握) ・児童の実態把握のためのアンケートを定期的実施し、年2回(あるいは必要に応じて)の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。(相談体制の確立) ・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。(ケース会議) (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せた文書を作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③	いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。事実関係を正確に把握し、記録しておく。 (いじめへの組織的対応の検討及び関係機関との連携) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。関係機関と連絡を取り合う。 (いじめられた児童とその保護者への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導とその保護者への助言) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 (他の児童への働きかけと解消後の指導) ・いじめを見ていた児童へも誰かに知らせる勇気を持つ等のいじめを当事者だけの問題とせず全体の問題と考えられるような指導をしていく。 ・いじめが解消した後、引き続き十分な観察を行い、再発防止のための指導を継続的に行う。